

「防災スペシャリスト養成」企画検討会 開催要綱

令和 5 年 4 月 1 日
内閣府政策統括官（防災担当）決定

1 趣旨

「防災スペシャリスト養成」企画検討会（以下「検討会」という。）では、有明の丘基幹的広域防災拠点施設を活用した研修（有明の丘研修）の実施、地域研修の実施、災害対応 e ラーニングの整備、研修指導要領の整備、標準テキストの整備、人的ネットワーク形成の仕組み、能力証明の仕組み、等に係る事項を検討する。

2 構成員

- (1) 検討会は、内閣府政策統括官（防災担当）（以下「統括官」という。）から委員を委嘱された有識者によって構成し、統括官が開催する。統括官は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 座長は、委員（有識者）の互選により決定する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、委員の中から副座長を指名することができる。
- (4) 副座長は、座長の不在時、および座長からの委任のあった場合に、座長の代理を務める。
- (5) 座長または統括官が必要と認める場合は、検討会にその他の関係者の出席を求めることができる。

3 検討会の庶務

検討会の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

（附 則）

1 施行期日

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 旧要綱の廃止

「防災スペシャリスト養成」企画検討会の開催について（平成 26 年 6 月 23 日内閣府政策統括官（防災担当）決定）は廃止する。